

令和 7 年度第 1 回

小金井市都市計画審議会会議録

令和 7 年度第 1 回 小金井市都市計画審議会会議録

- 日 時 令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）午後 2 時～午後 3 時
○場 所 小金井市役所本庁舎 第一会議室
○案 件 小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
○報 告 優先整備路線の経過について

出席委員 1 9 名

会 長 8 番 市 古 太 郎

委 員 1 番 大久保 勝 盛

3 番 水 谷 たかこ

5 番 目 崎 明

7 番 村 越 昭 彦

1 0 番 村 上 ようすけ

1 2 番 塚 田 晃 平

1 4 番 土 屋 丈

1 6 番 本 間 紀 行

1 8 番 片 山 かおる

2 番 中 井 れい子

4 番 邊 見 隆 士

6 番 安 田 けいこ

9 番 沖 浦 あつし

1 1 番 水 上 洋 志

1 3 番 遠 藤 百合子

1 5 番 渡 辺 裕 子

（代理 並木交通課長）

1 7 番 鈴 木 成 夫

1 9 番 丸 田 伸 彦

（代理 関予防課長）

傍聴者 1 名

出席説明員

市 長 白 井 亨

都市整備部長 若 藤 実

環 境 部 長 柿 崎 健 一

農業委員会事務局長 島 田 泰 吉

都市計画課長 田部井 一 嘉

環境政策課長 岩 佐 健一郎

事務局職員出席者

都市計画課都市計画係長	飯村浩明	都市計画課都市計画係主査	西田剛
都市計画課都市計画係専任主査	佐藤知一	環境政策課緑と公園係長	小林勢
都市計画課都市計画係主任	外山義久	環境政策課緑と公園係主任	関口雅也
都市計画課都市計画係	西牧真衣	都市計画課都市計画係	青木昂

【田部井都市計画課長】 定刻になりましたので、令和7年度第1回小金井市都市計画審議会を開会いたします。本日は、御多用中のところ御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。審議会委員19名中18名の御出席をいただいております。（遅れて本間委員が到着して19名）小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、渡辺委員の代理として、小金井警察署交通課長、並木様、丸田委員の代理として、小金井消防署予防課長、関様に御出席いただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております、都市計画課長の田部井です。よろしく願いいたします。

本題に入る前に、何点か説明させていただきます。

会議についてですが、会議録作成のため、発言の際には、まずお名前をいただいてから御発言いただきますようお願いいたします。また、お車でいらっしゃる方で、まだ駐車券をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、皆様の席に配布しております「令和7年度第1回小金井市都市計画審議会次第」、「都市計画審議会委員名簿」及び報告資料「優先整備路線の経過について」、並びに事前に送付しております資料1「小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）」に添付しております「様式1 計画書」及び「新旧対照表」これはA4両面1枚、続いて「小金井都市計画生産緑地地区総括図」、A3片面1枚、「小金井都市計画生産緑地地区計画図」A3両面3枚、1／5から5／5まで、また参考資料1として「小金井都市計画生産緑地地区の推移」A4両面4枚、参考資料2として「小金井都市計画生産緑地地区変更内訳」A4片面1枚でございます。資料の不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、学識経験を有する委員及び市議会議員の委員の皆様につきましては、「給与所得の源泉徴収票」も席に配付しております。これらにつきましては、審議会終了後に御説明させていただきます。

それでは、市長の白井より御挨拶申し上げます。

【白井市長】 皆様、こんにちは。小金井市長の白井亨でございます。

都市計画審議会の皆様方におかれましては、日頃より小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、感謝を申し上げます。

都市計画審議会では、各分野の専門家の皆様方に都市計画に関する様々な事項を御審議いただいているところでございます。

本日は、小金井都市計画生産緑地地区の変更について御審議をいただく予定でございます。

案件の詳細につきましては、後ほど担当のほうから説明いたしますので、様々な視点から御意見をいただければと思います。

今後とも、小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2、委員紹介でございます。

令和6年12月24日に開催した前回の都市計画審議会以降、異動、議員改選などがあり、新たに審議会委員に就任いただいている方がおられますので、引き続きの方も含めて、改めまして委員全員を御紹介させていただきます。

まず初めに、市古委員でございます。東京都立大学の教授で都市計画を御専門とされており、令和4年10月1日から委員に御就任いただいております。本審議会の会長でございます。

【市古会長】 市古でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 続きまして、前列窓側から順次御紹介させていただきます。

大久保委員でございます。農業委員会会長職務代理をされております。令和5年7月20日から、引き続き委員に御就任いただいております。

【大久保委員】 大久保です。よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 中井委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【中井委員】 中井でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 水谷委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【水谷委員】 よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 邊見委員でございます。東京都都市づくり公社の理事長をされており、令和2年10月1日から引き続き委員に御就任いただいております。

【邊見委員】 邊見でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 目崎委員でございます。東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長で、人事異動に伴い、令和7年4月1日から委員に御就任いただいております。

【目崎委員】 目崎でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 安田委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【安田委員】 安田です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 村越委員でございます。東京むさし農業協同組合理事をされており、令和5年6月29日から引き続き委員に御就任いただいております。

【村越委員】 よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 沖浦委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【沖浦委員】 よろしく願いします。

【田部井都市計画課長】 村上委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【村上委員】 村上です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 水上委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【水上委員】 よろしく願いします。

【田部井都市計画課長】 塚田委員でございます。東京都北多摩南部建設事務所長で、人事異動に伴い、令和7年4月1日から委員に御就任いただいております。

【塚田委員】 塚田です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 遠藤委員でございます。市議会議員をされており、令和7

年4月18日から委員に御就任いただいております。

【遠藤委員】 よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 土屋委員でございます。小金井市商工会から御推薦をいただき、令和2年10月1日から引き続き委員に御就任いただいております。

【土屋委員】 土屋です。小金井市の商工会から推薦を受けておりますが、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会代表として推薦を受けました。よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 渡辺委員でございます。小金井警察署長で、令和7年2月17日から御就任いただいております。本日は、代理として、交通課長の並木様に御出席いただいております。

【渡辺委員代理（並木）】 並木でございます。よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 本間委員でございます。小金井市商工会理事をされており、令和2年10月1日から引き続き委員に御就任いただいております。

【本間委員】 本間です。よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 鈴木委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【鈴木委員】 鈴木成夫です。よろしく願いいたします。

【田部井都市計画課長】 片山委員でございます。市議会議員をされており、令和7年4月18日から委員に御就任いただいております。

【片山委員】 よろしく願いします。

【田部井都市計画課長】 丸田委員でございます。小金井消防署長で、令和6年4月1日から引き続き委員に御就任いただいております。本日は、代理として、予防課長の関様に御出席いただいております。

【丸田委員代理（関）】 よろしく願いします。

【田部井都市計画課長】 以上で委員の御紹介を終わらせていただきます。

なお、皆様の席次につきましては、後ほどお諮りいたしますので、ただいまは仮の席として議席番号順に御着席をいただいておりますことを御了承ください。

続きまして、市理事者、事務局を紹介させていただきます。

市長の白井でございます。

【白井市長】 改めまして、市長の白井でございます。よろしく願いします。

【田部井都市計画課長】 都市整備部長の若藤でございます。

【若藤都市整備部長】 若藤でございます。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 環境部長の柿崎でございます。

【柿崎環境部長】 柿崎です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 環境政策課長の岩佐でございます。

【岩佐環境政策課長】 岩佐です。どうぞよろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 農業委員会事務局長の島田でございます。

【島田農業委員会事務局長】 島田です。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 そのほか、関係事務局員でございます。

【事務局】 よろしくお願いします。

【田部井都市計画課長】 それでは、お手元に差し上げております次第に従いまして、進行させていただきます。

続きまして、3、案件付議でございます。

本日御審議いただきます案件、付議1件を市長の白井より読み上げさせていただきます。

【白井市長】 小金井市都市計画審議会会長、市古太郎様。

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に付議いたします。

小金井都市計画生産緑地地区の変更について、付議。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お願いいたします。

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。申し訳ございませんが、ここで市長の白井は公務のため退席させていただきます。

【白井市長】 失礼いたします。よろしくお願いいたします。

【田部井都市計画課長】 それでは、ここから市古会長に進行をお願いいたします。

【市古会長】 それでは、ただいまから令和7年度第1回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

議題に先立ちまして、先ほど事務局から、委員の皆様の席次について、仮の席であるという御説明がありました。現在は議席番号順に御着席いただいているということでした

が、これについて、まずお諮りしたいと思います。現在の議席番号順の席次ということで、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【市古会長】 異議なしという声をいただきましたので、現在の席で進めさせていただきます。

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

次第4、案件審議でございます。

本日の案件審議は、(1) 小金井都市計画生産緑地地区の変更についてでございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【若藤都市整備部長】 それでは、小金井都市計画生産緑地地区の変更について、パワーポイントにより説明をさせていただきます。約20分ほどお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の変更は、生産緑地地区の追加及び削除でございます。

案件の説明に先立ちまして、毎年、御説明をしておりますが、生産緑地制度の概要を御説明させていただきます。その後、個別箇所の説明をいたします。

初めに、生産緑地地区制度についてでございます。

これまでの市街化区域内の農地等は2つの性格を有しており、1つ目は住宅地供給促進のための素地としての性格、2つ目は良好な都市環境の形成や生鮮野菜の供給等としての貴重な緑地、オープンスペースとしての性格でございます。こうした基本的な考え方から、平成3年に生産緑地法が一部改正され、総合的な住宅地供給施策として、農地等所有者が保全すべき農地等または宅地化する農地等の選択を行いました。

保全する農地等については計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、市が生産緑地地区として指定することにより、30年間にわたり保全が図られるものでございます。したがって、農地は宅地化すべきものとしての前提があり、その中で保全すべきものを指定するという位置づけでありました。

ここで、平成29年6月の生産緑地法の改正について御説明させていただきます。

まず背景として、近年の食の安全への意識の高まりや防災意識の向上など、都市農地を取り巻く環境の変化を受け、良好な都市環境形成のためには、都市農業の安定的な継続と都市農業の有する機能の適切で十分な発揮が不可欠との理由から平成27年4月に都市

農業振興基本法が制定され、農地の位置づけが、これまでの宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換されました。このことから、都市農地を計画的に保全・活用していくために、都市緑地法等と併せて、生産緑地法が改正されました。

続きまして、生産緑地地区指定の仕組みでございます。

生産緑地地区の指定基準は、農地等所有者とその他関係権利者全員の同意を条件に、良好な生活環境形成に相当の効用があり、公園等の公共施設などの敷地に供する土地として適していること。面積が300㎡以上の一団の農地等であり、現に農業等の用に供されており、その継続が可能な農地等であることなどが主な要件になっております。

生産緑地地区の指定をされますと、市街化区域内農地等としての土地利用が都市計画で明確化されます。そして、農地等として管理することが義務づけられ、建築物などの新築、増築、宅地造成などの土地利用が大きく制限されています。このことを行為制限といいます。一方、税制上の優遇措置が受けられ、固定資産税及び都市計画税が農地課税になります。

次に、買取り申出制度についてでございます。

生産緑地地区の指定を解除できる条件としては、生産緑地地区に指定されて30年経過したとき、または農業等の主たる従事者の死亡により農業等の継続が不可能となったときなどであり、市長に対して、生産緑地を時価で買い取るように申し出ることになっております。市長は、買取り申出を受けた後、1か月以内にその生産緑地を買い取るか、買い取らないかを所有者に通知します。買い取らない場合は、農業委員会を通じて、他の営農者等へのあつせんに努めますが、申出の日から3か月以内にあつせんが成立せず、所有権の移転が行われなかったときには、この時点で生産緑地法上の行為制限が解除され、宅地等としての取扱いができる状況となります。

これから説明をいたします小金井都市計画生産緑地地区の変更における削除地区につきましても、買取り申出から3か月以上経過していることから、生産緑地法上の行為制限が既に解除されており、現状は建築物が建っている案件がございます。

次に、生産緑地の追加指定について説明をさせていただきます。

小金井市都市計画マスタープランでは、農地に生産緑地地区を指定し、都市農地の維持・保全を推進することを掲げております。その実現の方法の一つとして、農地の営農行為が持つ緑地としての機能を重視し、継続的な営農が約束される農地等を生産緑地に追加

するなど、生産緑地の指定方針及び指定基準を定めております。

追加指定の手続は農業委員会と連絡調整を行い、農地等の認定の意見を経て内容を審査し、必要があるものについて都市計画審議会に諮り、都市計画の決定をするものでございます。

それでは、本日の案件であります小金井都市計画生産緑地地区の変更について説明をさせていただきます。

今回の地区変更は9件でございます。その内訳は、市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものが3件、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの生産緑地法第10条に基づく買取り申出による削除が4件、生産緑地法第8条第4項に基づく公共施設等の設置に係る行為の通知による削除が2件の合計9件でございます。

面積でございますが、現在の生産緑地地区の面積約51.27ha、187件を約50.56ha、186件に変更するもので、約0.71ha減とするものでございます。

次に、変更を行う位置及び面積でございます。全9件のうち地区の一部を追加するものが、番号74、210、237の3件になります。続きまして、地区の一部を削除するものが、番号18、63、112、167、215の5件でございます。続きまして、地区の全部を削除するものが、番号139の1件でございます。

画面は、変更する9か所の位置を示した総括図でございます。

配付しております資料のA3、計画図1枚目、図面番号の1／5から順番に説明をさせていただきます。

初めに、青枠で囲ってあります箇所、東町三丁目、中町一丁目地内でございます。

まず、番号18でございます。

生産緑地指定から30年経過のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約5,440㎡で、地区の一部、赤い部分、約960㎡を削除し、全体として約4,480㎡にするものでございます。買取り申出日は令和6年2月22日、制限解除日は令和6年5月22日でございます。

続きまして、番号112でございます。主たる従事者死亡のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。

変更前の一団の面積が約2,910㎡で、地区の一部、赤い部分約130㎡を削除し、

全体として約2,780㎡にするものでございます。

買取り申出日は令和6年8月22日、制限解除日は令和6年11月22日でございます。

番号18の削除地区を北東側から見た10月下旬時点の現地の状況でございます。

番号112の削除地区を北西側から見た10月下旬時点の現地の状況でございます。

続きまして、青枠で囲っております箇所、関野町一丁目地内でございます。配付しております資料のA3、計画図の1枚目の裏面になります。図面番号2／5も併せて御覧いただきたいと存じます。

番号63でございます。生産緑地法第8条第4項に基づく公共施設等の設置の通知に伴う行為制限の解除によるものでございます。

変更前の一団の面積が約11,710㎡で、地区の一部、赤い部分約500㎡を削除し、全体として約11,210㎡にするものでございます。小金井公園用地として東京都が買収してございます。

番号63の削除地区を南東側から見た8月中旬時点の現地の状況でございます。

続きまして、青枠で囲っております箇所、緑町一丁目、本町二丁目地内でございます。配付しております資料のA3、計画図の2枚目、図面番号3／5も併せて御覧いただきたいと存じます。

まず、番号74でございます。市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものでございます。

変更前の一団の面積が約3,360㎡で、青色の敷地でございます。南西側、緑色の部分、約690㎡を追加し、全体として約4,050㎡にするものでございます。

続きまして、番号167でございます。生産緑地法第8条4項に基づく公共施設等の設置の通知に伴う行為制限の解除によるものでございます。

変更前の一団の面積が約14,240㎡で、地区の一部、赤い部分、約70㎡を削除し、全体として約14,170㎡にするものでございます。小金井市道第626号線として使用するものでございます。

番号74の追加地区を北東側から見た8月中旬時点の現地の状況です。

番号167の削除地区を北側から見た10月下旬時点の現地の状況です。

続いて、青枠で囲っております箇所、前原町三丁目、貫井南町二丁目地内でございます。

す。配付しております。資料のA3、計画図の2枚目の裏面になります。図面番号4／5も併せて御覧いただきたいと存じます。

まず、番号139でございます。主たる従事者死亡のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,360㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取り申出日は令和6年12月6日、制限解除日は令和7年3月6日でございます。

続きまして、番号237でございます。市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものでございます。変更前の一団の面積が約3,380㎡で、青色の敷地でございます。北側、緑色の部分、約950㎡を追加し、全体として約4,330㎡にするものでございます。

番号139の削除地区を南東側から見た8月中旬時点の現地の状況です。

番号237の追加地区を南東側から見た8月中旬時点の現地の状況です。

続いて、青枠で囲っております箇所、貫井北町五丁目地内でございます。配付しております資料のA3、計画図の3枚目の図面番号5／5も併せて御覧いただきたいと存じます。

まず、番号210でございます。市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものでございます。変更前の一団の面積が約3,520㎡で、青色の敷地でございます。西側、緑色の部分、約1,210㎡を追加し、全体として約4,730㎡にするものでございます。

続きまして、番号215でございます。主たる従事者死亡のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約19,420㎡で、地区の一部、赤い部分、約5,900㎡を削除し、全体として約13,520㎡にするものでございます。買取り申出日は令和6年7月26日、制限解除日は令和6年10月26日でございます。

番号210の追加地区を南東側から見た8月中旬時点の現地の状況です。

番号215の削除地区を西側から見た8月中旬時点の現地の状況です。同じく北側から見た10月中旬時点の現地の状況です。

それでは、続きまして、都市計画策定の経緯と今後の予定でございます。

東京都との協議については、令和7年9月18日に意見のない旨の協議結果を得てございます。

都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、令和7年10月9日から10月23日までの2週間行いまして、意見書の提出はございませんでした。

本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、令和7年12月中に変更の告示を行う予定でございます。

最後に、生産緑地地区指定の推移について、概略をグラフにしましたので、御覧いただきたいと存じます。

平成3年に生産緑地法の一部改正があり、小金井市は平成4年に約84.82haを指定し、その後、追加指定及び買取り申出等による面積の増減がございまして、今回の変更により約50.56haになるものでございます。ピークである平成5年度からこの32年間で約35.88ha減少しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【市古会長】 ありがとうございました。

それでは、質疑を行いたいと思います。質疑ある方は挙手、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。いかがですか。

では、邊見委員、お願いします。

【邊見委員】 邊見です。質問で2件ということで申し上げます。

まず、今回、久しぶりに増えるところがあるということで、右肩下がりの中で、よかったと思っております。

それから2点目、小金井公園で引き取ってもらうところがあるということで、出口戦略としては、本来利用の側面もありますので、それは当然ながらよかったと思います。

それから3点目、ずっと何かのタイミングで申し上げたんですが、市として買い取るところが、今回のケースに限らず場合によってはいいのかなというような、何かの折にも申し上げたんですが、ここは市として買い取ってもいいか、あるいはここはそういう適地かもみたいなものがもしあれば、今回の件に限らず、あってもいいのかな。

私は東京都の局長をやっていた頃、7、8年前になります。その頃、特定生産緑地ができることは、まだ分かってない、がくと生産緑地が減ってしまうかもしれないと言われた時期なので、買い取りやすいように10億円だったんですけど、市町が買い取る時の補助として10億円を予算化したことがあって、今、それがたしか20億になっている、倍になっていると聞いていますので、そのような補助も活用できるケースもありますので、

ぜひ、場合によっては、そういうことを継続的に考えていただければということでありま
す。

最後にもう1点、生産緑地はこの前も申し上げたかもしれないんですけど、都市計画
で決まっていて、日本の都市って割とゾーニングが緩いという側面があり、都市の中に農
地が点在してしている経過があるので、それは点在しているがゆえの、逆に言うと魅力も
あって、それを生かすことが、特定生産緑地というような制度ができたという面もあると
思うんですけど、さらに生かすという面があってもいいと思います。

そのためには買い取るとか、これにするとかあるんですが、農業として振興していく
ことが本来なので、市として、それで今日は都市計画部門と環境部門の方なんですけど、こ
れも何かのときに申し上げたと思いますが、産業振興として捉えて、ブランディング化と
か、何か色々あると思いますので、そんなことも考えていただけるといいんじゃないか。
今後、食料安全保障ということも言っていますので、そういった側面から、都市の中に、
こういう生産する場所があることは、環境のみならず、そういった面からもいいと思いま
すので、ぜひそれも引き続き御検討いただければと思います。

すいません。4点ほど申し上げました。以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

会長としても、3点目あたり、いかがですかね。買取り申出が出てきたときに、市の
みどりの施策、農業施策とも関連づけて、いくつか事例もあると思いますが、もし事務局、
何かありましたら、いかがですか。

【岩佐環境政策課長】 御意見ありがとうございます。環境政策課長の岩佐です。

我々としても緑地を推進する担当部署として、緑地をどうにか保全したい、生産緑地
をどうにか保全したいという思いはありますが、新たに計画を立てて、生産緑地を取得し
ていく予定は現時点ではございません。ですが、色々東京都の情報に対してもアンテナを
立てて、補助金の活用についても検討していきたいと思っております。また、我々として
は生産緑地所有者の御意向によるところも多いと思いますが、先ほどもお話ありました、
市民農園等で貸借していただくようなものがあれば、JAさんとか、あと農業振興部署の
経済課の方とも連携させていただきながら、できる限り緑地の保全に務めていきたいと考
えてございますので、そのあたりもアンテナを高く立てて、情報キャッチしていくととも
に、使える制度がありましたら使っていこうと考えてございます。以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。

そのほか、質疑、いかがでしょうか。

では、安田委員、お願いします。

【安田委員】 今回、緑地が削除されるところばかりでなく、先ほども邊見委員がおっしゃっていましたが、増えるところがあるということで、少しほっとしております。

本当に防災の観点からも、農業、農地、とてもまちの中で大切な役割を担っていく、これからも、さらにその役割の重要性が増していくと考えています。

今回、増えることになったということは、どのような理由でこういった経過になったのかということをお聞きしたいと思います。

また、特定生産緑地に移行するといった働きかけを、非常に小金井市では頑張ってもらってくださっていて、緑地の農地の減る面積は非常に少なく抑えられていたのかなと思うんですが、先ほどグラフでもありましたけれども、平成5年からピークがあって、35.88haの減少ということになっています、市の緑地保全の計画からして、このような推移というのはどのように捉えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思っています。

また、生産緑地のこの計画図の中で、139番なんですが、このわかたけ保育園の南側の土地、都市計画道路3・4・1号線に一部かかっています。3・4・1号線は、一旦中止を求めるという市長報告として、市長が東京都に申し出るということが行われております。この3・4・1号線は、中々進捗はしない、難しいというか、これは中止を求めているものなので、私は作るべきではないと考えております。この139番のこの土地利用、この都市計画線に係るところの土地利用というのはどのようになるのでしょうか。今、計画されているもので、こちらでお聞きして差し支えなければ教えていただければと思います。以上です。

【市古会長】 では、追加の理由を簡単にということと、139について、いかがでしょうか。

【岩佐環境政策課長】 環境政策課の岩佐です。どうもありがとうございます。

生産緑地を追加で指定できた理由というところでは、我々としてもできることをやって、令和5年度から随時、生産緑地の追加指定に対する相談受付を開始しているところで

ございます。これまでは4月、5月だけの受付でございましたので、出来る限り間口を広げてやっていきたいということで考えてございましたので、令和5年度から、生産緑地追加指定の相談受付の期間を変更してございます。

今回追加するところについては、資料にもありますとおり3ヵ所ということで、私も、この間の追加の面積を過去3、4年に遡って見てみました、令和4年度が830㎡、令和5年度が760㎡、令和6年度が1,850㎡、そして今回が2,850㎡ということで、過去4年間で一番多く追加をいただいているところです。

3件ということで、ミカンですとかソルゴーを育てていたり、ルバーブを育てていたりとそのような農地の使い方をしていただいています。3件追加しておりますので、今後我々としてできることや農業委員会とかJAさんと意見交換しながら、少しでも生産緑地を保全すべく取組はやっていきたいと考えてございます。

【市古会長】 139に関してはよろしいですか、御説明、回答。

【岩佐環境政策課長】 139番のところにつきましては、すいません、現時点で、その理由というのは分かりかねるところでございますので、よろしくお願いします。

【市古会長】 安田委員、よろしいでしょうか。

それでは、お願いいたします。

【村越委員】 農業者の立場から一言お話ししたいと思います、まず農地は、生産緑地も含めて、宅地予備軍みたいな扱われ方をされることが非常に多いと思います、農業者の場合、相続が行われると御覧のとおり、どんどん農地が減っていく状況にございまして、今回の案件の人に全て当たるかどうか分かりませんが、将来の農地が減ってしまう危機感を抱えている後継者が育ち始めております。

百姓の農地の農家の土地は比較的広くなっておりますので、こんなところで無駄な竹林を生やしているなら、そこを農地にして規模拡大を行いたいという気持ちがかかなり表れております。今年はそんな一部の表れかと思っています。以上です。

【市古会長】 ありがとうございます。貴重な御意見、感謝いたします。

そのほか、質疑、御質問ある方。

水上委員、お願いします。

【水上委員】 生産緑地の今後の保全の対策みたいなところで、質問したいと思うんですが、相続の関係で、どうしても手放さなければいけないというやむを得ない事情で減

っていくことがあると思います、今さっき御質問で、生産緑地は中々買うのは難しいという話だったんですが、市としても、やっぱり計画をしっかりと持っていないと、目的のない土地は当然買えないわけだから、例えば139番のわかたけ保育園の隣の土地の話がありましたが、わかたけ保育園は公立保育園の廃園計画で存続するという事になったんです。

結局、建て替えるのに、一時、要するに建て替えるための用地が必要だという話にもなっていると思います。これは多分、市の方針と解除の時間のタイムラグがあると思います。中々これを買うという判断は難しかったんだろうなとは思いますが、ただ、そういう先々のことを考えて、ある程度の緑地保全の方針というのを持っていくということは必要ではないかなとは思っています。

それで今、東京都だと思いますが、農地保全プロジェクトというのが行われていて、わくわく都民農園って、典型例みたいな形で、法改正によって生産緑地が貸借できるということに伴って、わくわく都民農園ってできていると思います。ですから、市民農園であるとか、福祉農園とか、また違った目的で農地を活用することについては、東京都からも一定の補助金が出るんじゃないかと思ってます。そういう点から考えるともう少し市として市民農園を作っていこうとか、農地を活用して公園みたいな形に整備するという事だってメニューの中には出ていると思います。そういうことも含めて、方針をしっかりと持っていくということが必要ではないかなと思いますが、この農地保全プロジェクトに関しては、何らか小金井市としては考えを持たれているんでしょうか。ぜひ何か、今後の方針や考え持ってもらいたいなと思っているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。以上です。

【市古会長】 事務局、いかがですか。

【島田農業委員会事務局長】 農業委員会事務局の島田です。農地保全プロジェクトということで、委員の方から色々と例題を出していただいたと思います。

農業委員会としましても、都市の農地というところに関しては必要性があるという認識はございます。都市農地貸借円滑化法という、都市農地の貸し借りを円滑にできる法律ができておまして、その中の例として、体験農園があつたりとか、それから自分がもう少し拡大して農業をやりたいとか、そういったことについて、我々として皆様に御説明させていただきながら、御相談を受付ているという状況にはございます。

ただ、農業者の方の農地であることから、これぐらい増やしていこうとか、そういつ

たところを具体的に計画化したものはないんですが、そういう活用方法については随時御案内して、都市の農地を守るような動きをさせていただいているところです。以上です。

【市古会長】 よろしいでしょうか。

【水上委員】 はい。

【市古会長】 そのほか、いかがでしょうか。

御質疑がないようでしたら、質疑を終了することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【市古会長】 御異議ないようですので、質疑を終了とさせていただきます。

それでは、本付議案件について、審議会としての決を採りたいと思います。

採決については、挙手により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【市古会長】 ありがとうございます。

それでは、次第4、案件審議（1）小金井都市計画生産緑地地区の変更については案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【市古会長】 全員挙手でございます。よって、案のとおり決定いたします。

それでは、案のとおり可決された趣旨の答申を審議会として市に提出させていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件審議が全て終了いたしました。ありがとうございました。

次に、次第5、報告1、優先整備路線の経過について及び次第6、その他の進行については事務局にお戻しいたします。

【田部井都市計画課長】 それでは、まず、次第5（1）につきまして、事務局より昨年度御報告させていただいた優先整備路線の経過を、お手元に配付させていただいた報告資料、優先整備路線の経過について、に沿って御説明させていただきます。

それでは、お手元の報告資料、優先整備路線の経過を御覧ください。

これまでの経過といたしましては、令和6年4月から独自検証に着手し、当審議会に、これまで3回報告させていただきました。委員の皆様からいただいた御意見を参考として令和7年1月に優先整備路線の検証についての報告書をまとめ、2月に市議会建設環境委

員会で優先整備路線の検証について報告書及び資料編を報告、2月に市議会本会議で優先整備路線の検証及び総合的判断について、市長報告を行っております。

しかし、その市長報告において、環境に関する専門家からの御意見を引用するための適切な手続を欠いていたことから、3月に市長報告を撤回いたしました。

その後、8月に都市計画道路に関する市民説明会等を市内5か所で開催し、延べ443人の参加がございました。

その市民説明会等で、一部の参加者から質疑応答の時間が足りないなどの意見があったため、9月に市長との意見交換会を追加で開催し、159人の参加がございました。そして9月に市議会本会議で、優先整備路線の検証及び総合的判断について市長報告を行い、10月に東京都へ都市計画道路に係る要望についてを提出しました。

市長報告及び要望書の内容としては、小金井都市計画道路3・4・11号線については、結論として「道路整備の必要性は否めない。国分寺崖線（はけ）、野川及び武蔵野公園の自然環境をできるだけ守る」、小金井都市計画道路3・4・1号線については、結論として「事業化の手続を一旦中止することが妥当であり、さらなる検討が必要である」でございます。

さらに、東京都へ提出した要望書については、裏面を御覧ください。要望事項について読み上げさせていただきます。

小金井都市計画道路3・4・11号線については、当該路線については整備を求める声もありますが、市議会及び市民の皆様から不安、懸念及び疑問の声が上げられています。東京都においては、これらの声を受け止めていただくようお願いいたします。

令和7年9月9日の本会議において、小金井都市計画道路3・4・11号線について、「優先整備路線は、環境への懸念が残っていることから、はけと野川を守り、豊かな暮らしや文化を後世に継承していくための検証を市が行うことが必要である。環境について課題が残っており、優先整備路線にしないこと」を東京都に伝えるよう求める決議が可決されました。私としては、性急な進捗を望まず、まずは事業課題を十分精査して、できるだけ多くの方に御理解を頂けるよう、御尽力をお願いいたします。

上記2項目に当たり、当該路線は東京都内で唯一の自然再生事業が行われている場所にもかかり、小金井市のみならず、東京都にとっても貴重な宝である国分寺崖線（はけ）、野川及び武蔵野公園における三位一体の豊かな自然環境を形成しています。自然環境等へ

の影響は否定できないため、東京都生物多様性地域戦略も踏まえ、具体的な影響と対策を明らかにしてください。影響が大きいと考えられる場合は、既存案の設計、施工の見直しの検討及び必要に応じた事業課題の検討をお願いいたします。

小金井都市計画道路3・4・1号線については、当該路線については、一定の機能において重要性は高いものの、必要性は区間によって一様ではなく、本市及び東京都の宝である国分寺崖線（はけ）並びに周辺環境等への影響が明らかであることから、更なる検討のために事業化の手續の一旦中止を求めます、となっております。

なお、要望書には資料として、1点目に市長報告、2点目に市民説明会及び意見交換会でいただいた御意見、3点目に令和7年9月9日に市議会本会議にて可決された都市計画道路に関する決議を添付しております。また、優先整備路線の経過については、市ホームページで詳細を公開しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。御質疑などがあれば、お受けいたします。何かございましょうか。よろしいでしょうか。

お願いします。

【片山委員】 確認をしたいんですが、今回の経過についてという、これは報告なんですが、これまでも市民説明会などでかなり都市計画審議で検証などについて、報告というか、何か御意見を聞いたということとか、市議会でも意見を聞いたということは何回も何回も説明があったんです。ですので、これは都市計画審議会では何か策定を決めたとか、そういったことではないと考えてはいますが、都市計画審議会であるとか、市議会の建設環境委員会であるとか、そういったところをかなり理由として出されて、市としては説明を繰り返してきたと思っておりますので、どういった位置付けで、そのように出しているのかなというのを確認しておきたいと思っております。

つまり、今回のこの報告にあるようなところの、令和6年度に何回か都市計画審議会では報告しているというように書かれているわけですが、これはあくまでも報告という形で意見を聞いたりしたということは、もうそこで何かを決めたことではないということでしょうか。

また、今回のこの経過についての報告も、あくまでもこういった経過を報告したということであって、ここで何かしらを決めたことではないという確認かということをお聞きしておきたいと思います。

【田部井都市計画課長】 事務局からお答えをいたします。

今、御説明、御案内がございましたけれども、これまで都市計画審議会で3回報告をさせていただいて、その報告に対する御意見を頂戴してまいりました。

その報告の内容は、今回の2路線の検証はかなり特殊な検証でございましたので、中々その事例が少なく、まずは検証の手法から、案として御報告させていただいて、それで意見を頂戴して、必要に応じて、その方法を修正しながら進めてきたということでございます。

本日の報告についても、あくまでも報告でございます。今回の報告につきましては、前回の都市計画審議会で、3回にわたって取り上げてきた問題なので、総合的判断として、市長が示す方向性を報告してもらいたいというような御意見を頂戴しまして、私のほうから、審議会の皆様に御報告するのがいいと考えておりますというふうに答弁をしておりました。それで今回、御報告させていただいたということでございます。

なので、都市計画審議会で特に何かを決めてきたということではございません、都市計画審議会は、法令上も都市計画に関して各種の提言を行うことが期待されております専門的な都市計画に関する審議会でございますので、御意見を頂戴しながら、我々が決めながら進めてきたということでございます。

【片山委員】 前年度の都市計画審議会、私も傍聴していたわけではないので、全て把握しているわけではないんですが、市民説明会等でも説明を聞いていると、都市計画審議会のお墨つきをもらったような、そういったように捉えられかねないなと感じたものですから、確認をさせていただいたところです。以上です。

【田部井都市計画課長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【田部井都市計画課長】 ありがとうございます。そうしましたら、進行を続けさせていただきます。

次に、次第6、その他連絡事項でございます。

まず、次回の都市計画審議会についてでございますが、今年度につきましては開催予定はございません。来年度につきましては、付議内容、開催回数などを検討中でございます。詳細が決まりましたら、改めて御連絡いたします。

連絡事項の最後になりますが、学識経験を有する委員及び市議会議員の委員の皆様に

つきましては、給与所得の源泉徴収票に関して御説明いたしますので、閉会后、少しお時間を頂戴できればと存じます。

関係行政機関の委員の皆様、事務局以外の職員につきましては以上で終了でございます。御協力ありがとうございました。それでは、進行を会長にお戻しいたします。

【市古会長】 ありがとうございました。

それでは、審議、報告、連絡事項も含めて、本日の予定は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。本日は円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

—— 了 ——